

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、年間2回実施している「学校生活アンケート」、また、各クラスで取り組んでいる「家庭学習記録」の積極的な有効活用をはかり、その結果から個人面談を行い、教育相談を通していじめの早期発見に努める。また、休み時間やHRを含め、日常の学校生活の中から気になる変化、気になる言動がないか、常に注意深く観察する。
- (2) 日頃から教職員間で積極的に生徒の情報交換に努め、情報を共有する事が大切である。
- (3) 生徒・保護者から直接相談があったり、また学校生活の中で気になる言動があれば、生徒本人、また保護者と十分話す機会を設ける。
- (4) 保護者会、クラス懇談会、三者面談等で保護者にも協力を願い、家庭で気になった様子はないかを聞き、把握に努める。
- (5) 生徒、保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するため、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (6) 生徒、保護者との面談等で得た生徒の個人情報の対外的な取扱いについては、プライバシーに十分留意した上、対応する。